

返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

紹介により就職した求職者が就職日から起算して、以下の期間に求職者都合による退職、求職者の責任による解雇等がなされ、雇用契約が終了した場合、

- （１） 就業日から１ヶ月未満の期間では、手数料の１００パーセント
- （２） 就業日から２ヶ月未満の期間では、手数料の８０パーセント
- （３） 就業日から３ヶ月未満の期間では、手数料の５０パーセント
- （４） 就業日から６ヶ月未満の期間では、手数料の５パーセント

を求人者に返戻致します。

* 詳細については、契約書にて取り交わすものとなります。